

## 【暴力団に関する情報提供について】

1 不当要求防止責任者講習等では、よく、「相手方が反社会的勢力だとわかったら、毅然と対応しよう」、「すぐに警察に連絡しよう」といったことが言われますし、皆さまも聞き覚えがあるかと思います。

確かに、相手方が大声で怒鳴りながら不当な要求を行う、暴力に及ぶといったような人物であれば、警察への通報は疑問の余地はありません。しかし、そもそも、相手方が反社会的勢力、特に暴力団構成員であるかどうかについては、どう判断すればよいのでしょうか。

私が、民事介入暴力対策委員会に所属した当初に抱いた疑問が、まさにこれでした。私自身、街中で暴力団員かどうかは見分けられないですし、また、事件の相手方から、「〇〇組に所属しているのでよろしく」などと、名乗られたこともないからです。

ひと昔前であれば、いわゆる「シノギ」は、暴力団の威力を背景として行われていたため、所属する暴力団名や暴力団構成員であることを堂々と名乗ったり、〇〇組の〇〇〇〇と記載された名刺が差し出されたりといったことが平然と行われていました。ところが、平成4年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（いわゆる「暴対法」）が施行され、また、全国に暴力団排除条例が施行された今日では（平成23年に全都道府県で暴排条例が施行されました）、暴力団に所属していることを表に出すことは、暴対法及び暴排条例の適用対象であることを明示することであり、警察から取り締まりの対象としてマークされやすくなることにつながります。したがって、今では積極的に暴力団員であることを名乗るメリットは格段に少なくなり、それに伴い、暴力団員が自らの属性を公にすることはほとんどないと思われま

2 このような状況のもとにおいて、相手方が暴力団員か否か把握する手段はあるのでしょうか。埼玉県の暴力団排除条例では、事業者が、取引の相手方が暴力団員ではないことを確認しなければならない場面が定められています（埼玉県暴力団排除条例第21条1項）。

取引に入ろうとしている場面では、表明保証条項の活用が有効です。相手方の暴力団の所属を確認するのではなく、所属していないことを表明させることにより、消極的に相手方の属性を確認するのです。おそらく、この方法が最も導入しやすく、手間もかからない有効な方法の一つであると思われま

では、既に取り引に入っている相手方に、不穏な言動があったり、暴力団とのつながりを伺わせるような素振りが見られたらどうすればよいのでしょうか。その場合事業者は、相手方が暴力団員であることを確認する積極的な義務まではありませんが、その



荒生 裕樹 弁護士

ような場合、埼玉県**の暴排条例は、警察に情報を求めることができる旨定めています**（埼玉県暴力団排除条例21条2項）。

警察は、捜査機関として暴力団構成員等による犯罪を取り締まり、情報の収集に組織をあげて取り組む機関ですから、暴力団を筆頭とする反社会的勢力に関する情報を収集しています。

実際に、以前、私が刑事弁護人としてある被告人の暴力団構成員該当性を争ったとき、検察官は警察の組織犯罪対策課の対策官を証人として請求し、構成員該当性の立証を試みようとしてしました（なお、この事件では、結果的に構成員該当性は認められました）。

- 3 となると、対象となる人物が暴力団構成員であるかどうかは、警察に聞けばすぐに教えてくれるのでしょうか。勿論、警察側でも、無条件に情報を提供するわけではありません。警察は暴力団情報については厳格な管理責任を負っており、漠然と暴力団関係者についての情報を開示できる立場にはないからです。

情報提供については、平成25年12月19日付警察庁刑事局組織犯罪対策部長通達「暴力団排除等のための部外への情報提供について」が、現在の警察による暴力団情報の提供の在り方とされています。通達は、昨今の暴力団情勢、各地の暴排条例において情報提供の要望が高まっているとの変化を踏まえ、暴力団情報の提供の基本的な考え方、情報提供の基準、提供する暴力団情報の範囲、方法等を定めたものとなっています。暴力団による被害防止のため、各都道府県警察が保有している暴力団情報を個人に提供する際の在り方を定めたものです。

- 4 そして、埼玉県の暴力団排除条例では、「公安委員会規則で定めるところにより、当該取引の相手方等を特定できる事項を示して、情報提供を求めることができる」（埼玉県暴排条例21条第2項）として、情報提供の「方法」を定めています。具体的には、埼玉県暴力団排除条例規則（埼玉県公安委員会規則第4号）第4条2項に従い、相手方の氏名、特定を求める理由などを示した上で、暴力団情報の提供を求めることになります。情報提供の基準、範囲等は、前述の平成25年通達に沿って行われることになります。

- 5 現在ではこのような状況となっていますが、現場での情報提供の要件判断が厳格であり、結果として情報入手が困難であるという批判もあります。

平成25年通達は、暴力団排除条例が全国で施行された後に発出されたものであり、昨今の暴力団情勢の変化に合わせて見直しがされたものです。事業者が暴力団排除に関する責務を負うとされている今日の情勢に合わせて、暴力団情報の提供が滞ることのないよう、適切な運用がなされることを期待したいところです。

**寄稿者**

さいたま市浦和区高砂3丁目7番2号 浦和MTビル4階

飯塚法律事務所 ☎048-822-9898 FAX048-822-9888

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会委員

荒生 裕樹 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.96」から編集したものです。